

第10回金沢市教育委員会定例会議

- 1 日 時：平成30年10月18日（木） 13時30分～15時00分（予定）
- 2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室
- 3 審議等

頁

議案第24号	2019年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針 （案）について	（学校指導課）・・・	1
議案第25号	金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について 【非公開案件】	（教育総務課）・・・	4
報告第28号	プログラミング教育の実施について	（学校指導課）・・・	6
報告第29号	第13回ジュニアかなざわ検定実施報告について	（生涯学習課）・・・	8

その他

- （1）金沢市図書館の図書等特別整理期間について
- （2）平成30年度海外教育派遣研修の報告について
- （3）次回の定例会議の日程について

2019年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の
基本方針（案）について

平成30年10月18日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

2019年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針 [概要]

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

- (1) 特色ある教育課程の編成
- (2) 重点的に指導する学習内容等を位置付けた教育課程の編成
- (3) 道徳教育の指導計画作成と教育課程の編成（「特別の教科 道徳」含む）
- (4) 人権教育の指導計画作成と教育課程の編成
- (5) 健康教育の指導計画作成と教育課程の編成

2 金沢ふるさと学習の推進

- (1) 教育課程上の位置付け
- (2) 学校の実情や地域の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成するための教育課程の充実
- (4) ユネスコスクール推進に向けた教育課程の充実

3 金沢「絆」活動の推進

- (1) 金沢「絆」プロジェクトに係る教育課程の編成
- (2) 金沢「絆」の日に係る教育課程の編成

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
- (2) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を生かした教育課程の編成
- (3) 「特別の教科 道徳」の教育課程の編成
- (4) 「自立活動」の教育課程の編成

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

- (1) 保護者・地域住民の理解を深めることを意識した教育課程の編成
- (2) 学校評価を生かした教育課程の改善
- (3) 保護者・地域住民と連携した教育課程の編成
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程の編成

II 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 教育課程実施状況の量的な把握
- (2) 教育課程実施状況の質的な把握

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果を生かした教育課程の実施
- (2) 「特色ある学習内容」「重点的に指導する学習内容」等の実施と次年度への反映

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の実態に合った教育課程の実施と次年度への反映
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する段階的な教育課程の実施

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 学校評価結果を生かした教育課程の実施と見直し
- (2) 保護者や地域住民への学校評価結果の公表

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

1 指導計画の内容

- (1) 小・中学校において編成する教育課程
- (2) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画
 - ①道徳教育（「特別の教科 道徳」含む）
 - ②人権教育
 - ③健康教育

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 主幹教諭・教務主任の役割
- (2) 研究主任（学力向上担当者）の役割
- (3) 生徒指導主事の役割
- (4) 進路指導主事等の役割
- (5) 保健主事等の役割
- (6) 道徳教育推進教師の役割
- (7) 人権教育担当者の役割
- (8) 各種教育担当者の役割

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 特別支援教育コーディネーターの役割
- (2) 特別支援学級担当者の役割
- (3) 通級指導教室担当者の役割

4 教育課程実施状況の把握と改善

- (1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善
- (2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小・中学校の標準授業時数
- (2) 年間授業時数の1単位時間
- (3) 標準授業時数を上回る指導時間の確保に向けた休業日における授業の実施
- (4) 土曜授業及び週休日を活用した授業を実施する際の留意点
- (5) 学級担任・教科担当者等による教育課程実施状況の点検・評価
- (6) 総合的な学習の時間の授業時数
- (7) 金沢ふるさと学習の授業時数
- (8) 小学校英語活動・英語科ショートタイムにおける授業時数と指導内容の記載
- (9) 情報活用実践力を育成するための教育課程の編成
- (10) まとめや習熟の時間、定着が不十分な単元等への十分な時数配当
- (11) 主な学習内容を変更する場合の留意点
- (12) 小学校プログラミング教育の先行実施

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教科・領域のバランスや豊かな経験・学習を考慮した教育課程の編成
- (2) 児童生徒の発達段階や生活年齢を考慮した教育課程の編成
- (3) 欠席・早退時等の教育課程における実施時数の取扱い
- (4) 特別支援学級における指導時数と交流学級における指導時数の把握
- (5) 「学級活動」の指導
- (6) 「特別の教科 道徳」の指導及び教育課程への記載
- (7) 「自立活動」の指導及び教育課程への記載

Ⅳ 新学習指導要領移行期間における留意事項

1 小学校の移行期間中（2019年度）の教育課程について

- (1) 英語科の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- (2) 総合的な学習の時間の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- (3) 新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施について

2 中学校の移行期間中（2019年度）の教育課程について

※2019年度 金沢市立小中学校の標準授業時数【小学校】別表第1【中学校】別表第2

金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について
【非公開案件】

平成30年10月18日提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

プログラミング教育の実施について

平成 30 年 10 月 18 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

プログラミング教育の実施について

1 基本的な考え方

「学習指導要領」、「小学校プログラミング教育の手引き（第一版）」、「金沢市学校教育振興計画」及び「金沢版ICT人材育成モデル」に基づき、金沢市立小学校全児童に、プログラミングを楽しみながら、論理的思考・創造力・問題解決能力を育むことを目的としたプログラミング教育を実施する。

2 具体的な内容

- (1) Aの区分（学習指導要領に例示されている単元等で実施）
 - ・第5学年算数科…正多角形の作図を行う学習で実施 など
- (2) Bの区分（学習指導要領に例示はないが、各教科等の内容を指導する中で実施）
 - ・第1・2学年…アンプラグドな手法を用いたプログラム体験 など
- (3) Cの区分（各学校の裁量の中で実施）
 - ・各教科や総合的な学習の時間などにおいて各学校の実情に応じてプログラム体験を実施
- (4) Dの区分（クラブ活動など、特定の児童を対象として教育課程内で実施）
- (5) 金の区分（金沢市の特色ある学習内容として全小学校で実施）
 - ・第1・2学年の特設の時間（余剰時数で対応）…主に手指を用いて、感覚的にロボットを操作する学習を実施
 - ・第3・4学年の総合的な学習の時間…小型マイコンボードを用いてロボット等を動かす学習を実施
 - ・第6学年の総合的な学習の時間…金沢の魅力についてコンピュータ等を活用し、文字、音声、アニメーション等で紹介するプログラミングを実施

3 今後の予定

	2018年度		2019年度	2020年度
	～12月	1～3月	4～3月	
市教委	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の実施 ・ベーシックカリキュラム概要版の策定 ・モデル校の試行授業用教材整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催 ・ベーシックカリキュラム詳細版（指導案）の策定 ・モデル校への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベーシックカリキュラムの修正 ・指導事例集の作成・配布 ・教材整備方針の決定等 ・指導者研修 ・支援体制の確立 	/
モデル校	<ul style="list-style-type: none"> ・ベーシックカリキュラム概要版の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・試行授業 ・自校用ベーシックカリキュラム策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベーシックカリキュラム先行実施（授業公開、指導事例の提供等） 	全面実施
モデル校以外	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ベーシックカリキュラム自校版の策定 ・校内研修等 	

第13回ジュニアかなざわ検定実施報告について

平成30年10月18日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

第13回ジュニアかなざわ検定実施報告

- 日 時：平成30年8月22日（水）午前中（45分間）
- 会 場：個人受検 教育プラザ富樫、玉川こども図書館
団体受検 金沢市立小・中学校（小学校54校1分校、中学校16校）
- 対 象：小学4年生～6年生、中学生、保護者
- 受検者数等

	小学生	中学生	小計	保護者	合計
申込者数	4,008名	2,969名	6,977名	10名	6,987名
受検者数	3,681名	2,729名	6,410名	10名	6,420名
受検率	91.8%	91.9%	91.9%	100.0%	91.9%

※受検者数は昨年より330名減少（昨年度 6,750名）。

対象児童生徒 23,056名中 6,410名が受検（約27.8%）。

5. 採点結果

	小学生版	中学生版
平均点	48.5点	45.6点
カード取得率	12.9%	5.8%
内訳		
ジュニアかなざわ博士（100点）	1名	0名
ゴールドカード（90点以上）	20名	4名
シルバーカード（80点以上）	123名	46名
ブロンズカード（70点以上）	330名	107名
合計	474名	157名

6. 表彰式

日 時 平成30年11月26日（月）16:30～17:15

被表彰者 **小学生版 ジュニアかなざわ博士（100点）**
四十万小学校 6年 葭谷 悠叶（よしたに はると）

中学生版 最優秀賞（92点）
森本中学校 1年 中村 結芽（なかむら ゆめ）

被表彰校 **小学生版 最優秀賞（平均点 54.2点）**
泉小学校

中学生版 最優秀賞（平均点 52.4点）
芝原中学校

近年博士：第10回2名（小学6年1名、中学3年1名）

第11回1名（小学5年1名）、第12回3名（小学5年3名）

金沢市図書館の図書等特別整理期間について

金沢市図書館は金沢市図書館規則第3条の規定により、資料の特別整理のため、下記の期間を休館とします。

記

1. 休館期間

平成30年11月26日(月)から12月7日(金)まで(12日間)

2. 休館中の業務内容

蔵書点検、資料整理、書架整理、書庫整理、職員研修、消防訓練等を実施

3. 対象図書館

- (1) 玉川図書館
- (2) 泉野図書館
- (3) 玉川こども図書館
- (4) 金沢海みらい図書館
- (5) 玉川図書館城北分館
- (6) 玉川図書館近世史料館
- (7) 平和町児童図書館

平成３０年度海外教育派遣研修の報告について

１ 目的

世界の交流拠点都市金沢の具現化に向けて、金沢市立学校の中堅教員を友好交流都市中国大連市へ派遣し、プログラミング教育やＩＣＴを活用した教育等の視察及び意見交流を通して友好を深めるとともに、国際感覚を磨き、実践的指導力の向上を図り、グローバル化に対応した人材の育成を図る。

２ 研修日程

平成３０年１０月６日（土）～１０月１０日（水）

10/6(土)	移動	富山空港経由大連へ
10/7(日)	市内視察	
10/8(月)	大連市第二十一中学訪問	授業参観、教員との意見交流
	大連市沙河口区中心小学訪問	授業参観、教員との意見交流
	大連教育学院訪問	職員との懇談、教員との意見交流
10/9(火)	大連大学訪問	職員との懇談、学生との意見交流
	大連東軟信息学院訪問	学内見学、学生との意見交流
10/10(水)	移動	富山空港経由金沢へ

３ 派遣団員（６名）

団 長：高村 政博（金沢市教育委員会 教育次長）

団 員：金沢市立小学校指導教諭１名、小学校教諭１名、中学校教諭２名、
研修相談センター指導主事１名

４ 視察、交流を通して得られた研修成果

- （１）大連市の小中学校等との交流と相互理解
- （２）プログラミング教育や学習指導の充実を図るためのＩＣＴ等環境整備
- （３）国際感覚を持ち、グローバル化に対応した人材の育成

５ 研修報告

- １１月 定例市教委・校長会議、教務主任等連絡協議会、初任者研修
- １２月 中堅教諭等資質向上研修、所属校での校内研修会

資料

議案第24号

2019年度

<p>金沢市立小・中学校における 教育課程編成・実施の基本方針</p>

2018年10月
金沢市教育委員会

平成28年度より金沢市立小・中学校において実践している「金沢型学校教育モデル」は、児童生徒が「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」という3つの要素で構成されている。

「金沢型学習プログラム」は、全小・中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りが持てる教育を推進することを目的としている。具体的には、「金沢ベーシックカリキュラム」「金沢ふるさと学習」「金沢『絆』活動」の3つの内容を示している。

本基本方針は、各学校において「金沢型学習プログラム」に基づく教育活動を実践するに当たっての「教育課程編成の基本的な考え方」「教育課程実施の基本的な考え方」「教育課程編成・実施の留意事項」「新学習指導要領移行期間における留意事項」について定めたものである。

これに基づき、各学校においては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという目標を学校と社会とが共有し、子供たちが自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を明確にしながら、地域・家庭との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し「カリキュラム・マネジメント」を促進することが大切である。

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

金沢ベーシックカリキュラムは、全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程であり、各教科の教育課程に加え、道徳教育、人権教育、健康教育等の年間指導計画例も示している。各学校においては、これを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえた「特色ある学習内容」を加え、学校独自の教育課程を編成する。

- (1) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムを基準に、全国学力・学習状況調査や県基礎学力調査、県評価問題、定期テスト、単元末テスト、新体力テスト等の結果を有効に活用したり、金沢及び地域の資産を生かした学習を各教科等に位置付けたりして、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。
- (2) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムにおいて明記した【小学校との関連】【中学校との関連】を生かしながら、中学校区の小・中学校の各種調査結果を分析し、「重点的に指導する学習内容」等を位置付けた教育課程を編成する。
- (3) 道徳教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。なお、中学校における「道徳教育年間指導計画」については、新たに策定する「金沢ベーシックカリキュラム 特別の教科 道徳」を基準として作成する。

- (4) 人権教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (5) 健康教育の指導計画について、健康教育推進プラン2019（仮称）に基づき、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。

2 金沢ふるさと学習の推進

金沢ふるさと学習は、金沢のもつ伝統や文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、金沢について学び、考え、かかわり、広めることを通して、金沢のまちに愛着と誇りを持ち、まちづくりの担い手を育むことをめざす学習である。

- (1) 小学校第1・2学年においては、生活科又は学級活動の時間の中で、小学校第3学年から中学校第3学年までは、総合的な学習の時間の中で定められた時数を下限として教育課程を編成する。
- (2) 各学年のテーマ、ねらい及びねらいを達成するために設定した単元は、全小・中学校で共通のものとする。なお、学校の実情や地域の実態に応じて、扱う素材については各学校において選択して、教育課程を編成する。
- (3) 指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるように、各学校の教育課程を充実する。
- (4) ユネスコスクールとしての取組を推進し、環境教育、国際理解教育、伝統や文化に関する教育、キャリア教育、持続可能な開発のための教育等について、総合的な学習の時間を始め、各教科等の教育課程に関連付けるなど、各学校の教育課程を充実する。

3 金沢「絆」活動の推進

金沢「絆」活動は、金沢子どもかがやき宣言に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、責任感、思いやり、向上心、行動力、コミュニケーション能力などの心と力を磨く児童会・生徒会活動である。金沢「絆」会議の開催、金沢「絆」プロジェクトの実施、金沢「絆」の日の設定の3つの取組により活動を推進していく。

- (1) 金沢子どもかがやき宣言に基づいた具体的な実践については、金沢「絆」会議で取組を協議・決定し、各学校の児童会・生徒会における金沢「絆」プロジェクトの主体的な取組につなげることで、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成や基本的な生活習慣、社会規範を身に付けることができるよう、各学校において特色ある教育課程を編成する。
- (2) 金沢「絆」の日において、児童会・生徒会が中心となり、保護者・地域と連携しながら、人と人とのつながりを大切にした活動を実施するために、各学校において特色ある教育課程を編成する。

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

各学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解し、共に支え合うことを大切にするとともに、児童生徒の実態を適切に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程を編成することが重要である。

- (1) 日々の観察において学校生活の様子や学習状況等を把握するとともに、保護者との面談等を行い、家庭生活の様子や生育歴・相談歴、障害の程度等を考慮の上、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な教育課程を編成する。
- (2) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するとともに、それらを生かした教育課程を編成する。
- (3) 「特別の教科 道徳」については、「領域・教科を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、その中で指導できるととらえ、教育課程を編成することもできる。
- (4) 「自立活動」は、一人一人の教育的ニーズに合わせ、時間割上に位置付けずに教育課程を編成することもできる。

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくる時代にあっては、「社会に開かれた教育課程」を編成していくことが必要となる。広く市民が教育課程を理解することができるよう、各学校においては、児童生徒や地域の現状に関する調査結果等に基づき、保護者や地域住民のニーズを把握するとともに、それらを生かした教育課程を編成することが重要である。

- (1) 公開授業の設定、様々な教育活動への参加・参画等、保護者や地域住民が、教育課程への理解を深めることができるように、教育課程を編成する。
- (2) 教職員が行う自己評価や学校関係者評価委員会又は学校運営協議会による評価結果を生かして教育課程の改善を図る。
- (3) 各学校の優先健康課題に対する健康教育、地域と連携した防犯・防災訓練等の安全教育や防災教育など、保護者・地域住民と連携した教育課程を編成する。
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程を編成する。

Ⅱ 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 各学校における教育課程の実施に当たっては、「2019年度金沢市立小中学校の標準授業時数（別表1、別表2）」を下回ることはないよう、計画的な実施のために必要な時数管理を行う。また、年間指導計画一覧表を活用して進捗確認を行うなど、適切な履修状況の確認及び教育課程実施状況の量的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。
- (2) 金沢型学習スタイルに基づく授業改善や、ねらい・学習課題・まとめの一致、年間指導計画に基づいた「特別の教科 道徳」の実施等の教育課程実施内容の充実のために、例えば、週案の形式や内容記載の統一、チェックシートの活用等、教育課程の質的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果に基づき、自校の児童生徒の実態を踏まえ、定着が不十分な学習内容等についてまとめや習熟の時間を設ける等、必要に応じて教育課程の見直しを図り、適切に教育課程を実施する。
- (2) 各学校の「特色ある学習内容」「重点的に指導する学習内容」等については、確実に実施するとともに、成果・課題を検証し、次年度の教育課程編成に反映させる。

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程について、実態に合わない場合は、年度内であっても修正を行うとともに、教育課程の実施についての成果や課題を、次年度の教育課程に反映させる。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、作成された「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて、学習の状況や結果の評価を行い、習熟に応じて段階的に教育課程を実施する。

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 教職員が行う自己評価や学校関係者評価委員会又は学校運営協議会による評価結果を、教育課程の実施に生かすとともに、必要に応じて教育課程の見直しを行う。
- (2) 児童生徒による授業評価や保護者等の学校関係者による評価、学校関係者評価委員会又は学校運営協議会による評価については、保護者や地域住民に分かりやすく結果を公表する。

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

教育課程の編成・実施に当たっては、教育活動で生じる諸問題や、児童生徒の実態、学校評価や教育課程の実施状況の評価等に基づく課題を踏まえ、学校の教育課程編成方針や各担当者の役割を明確にして、校長の監督の下、組織的に行うことが重要である。

1 指導計画の内容

(1) 小・中学校において編成する教育課程

- ・2018年度の教育課程の成果を生かし、課題を改善しながら、金沢ベーシックカリキュラムを基準として「特色ある学習内容」「重点的に指導する学習内容」等を位置付けた学校独自の教育課程を編成する。

(2) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画

① 道徳教育

- ・「道徳教育全体計画」については「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」を踏まえ、「基本的把握事項」及び「具体的計画事項」について適切に記載する。
- ・「道徳教育全体計画（別葉）」については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間、特色ある教育活動や豊かな体験活動等における道徳教育の方針、内容及び時期を一覧にまとめ、「特別の教科 道徳」が道徳教育の要としての役割（補充・深化・統合）を果たせるように作成する。
- ・「道徳教育年間指導計画」については、「金沢ベーシックカリキュラム道徳科」を基準として、各学校の道徳教育の状況やそれに伴う児童の実態等を考慮して、主題の配列、重点的指導、各教科等の体験活動との関連的指導など、指導の効果を高めるための創意工夫を行い、本カリキュラムの「特色ある学習内容」欄に、学校独自の内容等を追加する。
- ・各小・中学校においては、「私たちの道徳」「いしかわ版道徳教材」「映像資料集」「映像資料集2」の活用推進に向けて、年間指導計画の中に「資料名」等を記載する。なお、学期に1回以上「いしかわ版道徳教材」を活用した学習を指導計画に位置付ける。
- ・指導計画については、道徳教育推進教師を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

② 人権教育

- ・「人権教育全体計画」については、人権教育を通じて培われるべき資質・能力（ア 知識的側面、イ 価値的・態度的側面、ウ 技能的側面）を踏まえ、児童生徒の実態に応じた課題を把握し、指導の重点を明確にして作成する。
- ・「人権教育年間指導計画」については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を明確にして作成する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画については、平成20年3月「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」に基づき、人権教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

③ 健康教育

- ・「健康教育全体計画」については、学校教育目標、児童生徒の実態、健康教育の目標、各学年の発達段階に応じた健康教育の目標、自校の優先健康課題や到達目標等について記載するとともに、7つの重点健康課題の取組について、各教科等や特別活動との関連や家庭・地域との連携等を明確にして作成する。
- ・「健康教育年間指導計画」については、自校の優先健康課題の目標や内容を明示するとともに、各教科等との関連及び家庭や地域との連携等を考慮して、各月の活動内容を具体的に記載する。
- ・健康教育の全体計画及び年間指導計画については、保健主事又は健康教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

教育課程の編成・実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるという視点を持つとともに、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 主幹教諭・教務主任の役割

- ・主幹教諭・教務主任は、教育課程の編成に当たって、管理職の指導の下、各学校の教育課程編成方針を明確にして、全職員による組織的な編成体制を構築する。また、教育課程の実施状況をきめ細かに把握するとともに、課題が見られた場合は、速やかに組織的に対応する。

(2) 研究主任（学力向上担当者）の役割

- ・研究主任（学力向上担当者）は、教育課程の編成に当たって、各種学力調査の結果等を各教科の「特色ある学習内容」に反映させるために、自校の学力の現状を把握し、課題を明確にする。また、教育課程の適切な実施に向けて、全体研究会や分科会、学年会や教科部会等を活用し、指導方法の工夫や教材開発等、教育課程の質的な向上について組織的に対応する。

(3) 生徒指導主事の役割

- ・生徒指導主事は、教育課程の編成に当たって、児童会・生徒会担当者と連携し、金沢「絆」活動において、児童会・生徒会の主体的な活動が推進されるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、生徒指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(4) 進路指導主事等の役割

- ・進路指導主事及び小学校進路指導担当者は、教育課程の編成に当たって、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、進路指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(5) 保健主事等の役割

- ・保健主事又は健康教育担当者は、健康教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の健康課題を明確にして、児童生徒の健康や体力の向上に資するよう

指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(6) 道徳教育推進教師の役割

- ・道徳教育推進教師は、道徳教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の道徳教育の課題を明確にして、児童生徒の道徳性の育成に向けて指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(7) 人権教育担当者の役割

- ・人権教育担当者は、人権教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の人権教育の課題を明確にして、人権教育の目標達成に向けて指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(8) 各種教育担当者の役割

- ・各種教育担当者は、各種教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の各種教育の課題を明確にして、各種教育の目標達成に向けて指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程の編成・実施並びに特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるよう、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ・特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成に当たって、児童生徒の成長や課題を明確にした上で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程となるよう工夫する。また、校内委員会を開催するなど、複数の教職員で組織的に編成できるようにする。

(2) 特別支援学級担当者の役割

- ・特別支援学級担当者は、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、児童生徒の実態に合った教育課程を編成する。また、教育課程の実施においては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、PDCAサイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実を図る。

(3) 通級指導教室担当者の役割

- ・通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する学校の学級担任等と連携し、一人一人の教育的ニーズを把握し、通常の学級における集団での指導目標、通級指導教室における指導目標を明確にした上で、教育課程を編成する。

4 教育課程実施状況の把握と改善

(1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善

- ・各種学力調査や体力・運動能力調査等の結果から、教育課程の実施状況を把握し、改善に努める。
- ・通知表等を工夫するなどして、児童生徒及び保護者に学習状況を適切に説明するとともに、評価結果を教育課程の改善につなげる視点を持つ。

(2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

- ・教育課程の実施状況については、「学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂〕」(H28.3.22)及び「2019年度金沢市学校評価ガイドライン(2019.3送付予定)」に沿って実施される学校評価の中で、重要な要素(指標・データ)となることから、客観的な評価となるよう工夫する。
- ・教育課程の実施状況等の評価結果は、次の教育課程編成に生かすとともに、その評価結果を保護者等に適切に説明するよう努める。

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

(1) 小学校及び中学校の各学年における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は金沢市が定めた「別表第1」「別表第2」に示す授業時数を標準とする。

(2) 年間授業時数については、1単位時間を小学校では45分、中学校では50分で行った授業によって「別表第1」「別表第2」に示す授業時数を確保することに留意する。

(3) 指導内容の確実な定着を図るために必要がある場合は、年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保する。また、金沢市立小学校、中学校管理規則に則り、特色ある教育課程を編成・実施するために、校長の裁量を生かし、長期休業日及び週休日等に授業を実施できることに留意する。

(4) 土曜授業(児童生徒に代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の教育活動を行うもの)については、各学校の裁量で実施してもよいこととするが、実施回数は学期に1回程度とする。また、週休日等を活用した授業(児童生徒に代休日を設け、土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行うもの)についても、各学校の裁量とする。

(5) 週ごと、月ごと、学期ごとに授業時数の管理や学習の進捗状況の把握を行うなど教育課程の実施状況等については、学級担任や教科担当者等が点検・評価する。

- (6) 小学校第3・4学年における総合的な学習の時間の授業時数は38時間、中学校第1学年における総合的な学習の時間の授業時数は50時間を標準とするため、目標等に照らして学習内容等を工夫する。また、総合的な学習の時間についてはその趣旨を踏まえて、特別活動の安易な代替につながらないよう教育課程を編成・実施する。
- (7) 金沢ふるさと学習については、次のとおり実施する。
- ・小学校では、第1・2学年は4単位時間、第3・4学年は7単位時間、第5・6学年は12単位時間とする。なお、2018年度より第3・4学年の総合的な学習の時間の時数が3単位時間増加したことから、金沢ふるさと学習の内容充実のために10時間まで時数を充ててもよい。
 - ・中学校では、第1学年は8単位時間、第2学年では10単位時間、第3学年では12単位時間とする。
 - ・「金沢ふるさと学習指導資料」に示す中学校第1学年の学習内容と中学校第2学年の学習内容については、入れ替えて実施することが可能であることから、学校の実情や地域の実態に応じて教育課程を編成する。
- (8) 小学校英語活動・英語科におけるショートタイムは、次のとおり指導計画に位置付け充実を図るとともに、実施に当たって、週案及び年間指導計画に、その指導内容を記載し、時数の集計を確実に行う。
- ・第1・2学年は15分30回で10単位時間とする。
 - ・第3・4学年は15分36回で12単位時間とする。
 - ・第5・6学年は15分39回で13単位時間とする。
- (9) 児童生徒の情報活用能力については、各教科等の問題解決的な学習過程を通して育成できるよう、工夫して教育課程を編成する。
- (10) 各教科等の時数の配当に当たっては、各種調査の実施及びまとめや習熟の時間の設定について適切に配慮するとともに、定着が不十分な単元の履修等については、十分な時間を掛けられるよう工夫して教育課程を編成する。
- (11) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合は、各教科の「特色ある学習内容」の欄に別ページの内容を指導することが分かるように明記するとともに、別ページに「主な学習内容」を作成する。但し、金沢ベーシックカリキュラムが金沢市立小・中学校の教育課程の基準であることを踏まえて、必要最小限の変更となるように留意する。
- (12) 2020年度より全ての小学校において実施する「プログラミング教育」については、新たに策定する「プログラミング教育ベーシックカリキュラム」に基づいて、各学校のカリキュラム・マネジメントにより先行的に実施することもできる。

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教育課程の編成に当たっては、教科・領域に偏りが生じることがないように学習内容について確認する。また、児童生徒にとって豊かな経験や学習ができるよう教育課程を工夫する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、前年度の教育課程を基に、一人一人の教育的ニーズや発達段階に合わせてるとともに、児童生徒の生活年齢にふさわしいものとなるよう考慮する。また、年間総授業時数は当該学年の年間総授業時数を下回らないよう編成する。
- (3) 教育課程の実施状況については、児童生徒一人一人が実際に授業を受けたかどうかについて個別に時数の把握をする。欠席・早退等の授業を受けていない時間については、教育課程の実施時数に含めない。
- (4) 教育課程の実施時数については、同一教科の時数であっても、特別支援学級における指導の時数と交流学級における指導の時数とを分けて把握する。
- (5) 「学級活動」は、児童生徒が在籍する特別支援学級を単位として行い、学級担任が指導する。
- (6) 「特別の教科 道徳」については、児童生徒に合わせて具体的に指導内容を設定し、在籍する特別支援学級で指導する。児童生徒によっては、「領域・教科を合わせた指導」の中で合わせて指導を行うこともできるが、その場合においても、関連する単元、指導内容が分かるように記載する。
- (7) 「自立活動」は児童生徒に必要な内容を、教育活動全体で指導することとし、関連する教科等、単元、指導内容が分かるように記載する。但し、時間を設定して指導する方が効果的な場合は、時間割上に「自立活動」の時間を位置付けることもできる。

IV 新学習指導要領移行期間における留意事項

「【29文科初第536号】小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）（H29.7.7）」を踏まえ、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項について、自校の2019年度の教育課程に確実に反映させることができるよう、学校の教育課程編成方針や編成計画、各担当者の役割を明確にして、校長の監督の下、組織的に行うことが重要である。

1 小学校の移行期間中（2019年度）の教育課程について

- (1) 英語科の授業時数及び教育課程の編成・実施について
 - ・2018年度と同様、第5・6学年の英語科の授業時数を年間50単位時間とする。なお、その内訳については、45分1単位時間の英語科の授業を37時間、

15分のショートタイムを39回（45分1単位時間に換算すると13時間）行う。それに伴う総合的な学習の時間を減ずることはしない。

- ・第5・6学年の金沢ベーシックカリキュラム英語科については、国配付の新教材との関連を示して策定するため、各小学校においては、それを基準として教育課程を編成・実施する。
- ・2020年度には、第5・6学年の英語科の授業時数が年間70単位時間以上となるため、2019年度と比較して20単位時間以上増加することとなる。時数増への対応については、現在「金沢市小中一貫英語教育検討委員会」にて検討中であり、2018年度中に示すこととする。

(2) 総合的な学習の時間の授業時数及び教育課程の編成・実施について

- ・国の示す第3学年の総授業時数が960時間、第4学年の総授業時数が995時間と増加したことに伴い、2018年度と同様、第3・4学年の総合的な学習の時間の授業時数を年間38単位時間とする。
- ・時数増に伴う第3・4学年の総合的な学習の時間の教育課程については、各学校の実情や地域の実態に応じて創意工夫する。なお、金沢ふるさと学習の内容充実のために時数を充てることもできる。
- ・2020年度には、第3・4学年の総合的な学習の時間の授業時数が年間70単位時間となるため、2019年度と比較して32単位時間増加することとなる。第3・4学年においては「情報に関する課題について探究的に学習する教育課程（プログラミング教育）」について、10時間を下限（学校裁量で増時することも可能）として実施することを予定しているため、残り22単位時間分の教育課程を各学校で編成することとなる。

(3) 新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施について

- ・総則（第1章の規定第3の1（3）イを除く）については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施するものとする。
 - ※第1章の規定第3の1（3）イについては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的な思考力を身に付けるための学習活動を指し、2018年度中にその基準を示す。
- ・「特別の教科 道徳」及び「総合的な学習の時間（ただし、第5章第3の2（9）の後段の部分を除く）」「特別活動」については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施する。
 - ※第5章第3の2（9）の後段については、「プログラミングを体験しながら論理的な思考力を育むための学習活動」を指し、2018年度中にその基準を示す。
- ・その他の教科については、現行の金沢ベーシックカリキュラムを基準として教育課程を編成・実施するが、移行措置に伴い内容の追加、省略があることに留意する。なお、別にその内容を示すものとする。

【参考：2019年度から2020年度に授業時数が増加する教科等の時数について】

2019年度の授業時数			2020年度の授業時数		
学年	英語科	総合的な学習の時間	学年	英語科	総合的な学習の時間
第3学年	47	38	第3学年	47	70
第4学年	47	38	第4学年	47	70
第5学年	50	70	第5学年	70時間以上	70
第6学年	50	70	第6学年	70時間以上	70

※第3・4学年の英語科では12単位時間、第5・6学年の英語科では13単位時間のショートタイムの時数を含んで示している。

※5・6学年の英語科については、実施時数（配分）を含め、時数をどのように確保するかについて、金沢市小中一貫英語教育検討委員会にて検討中である。

2 中学校の移行期間中（2019年度）の教育課程について

- ・総則については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施するものとする。
- ・「特別の教科 道徳」及び「総合的な学習の時間」「特別活動」については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施する。
- ・その他の教科については、現行の金沢ベーシックカリキュラムを基準として教育課程を編成・実施するが、移行措置に伴い内容の追加、省略があることに留意する。なお、別にその内容を示すものとする。

2019年度 金沢市立小中学校の標準授業時数

【小学校】

別表第1

区分	各教科の授業時数											総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	特別の教科である道徳の授業時数			
第1学年	306		136		102	68	68		102		34		34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35		35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	47	35	38	35	960
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	47	35	38	35	995
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	50	35	70	35	995
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	50	35	70	35	995

※この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※第1・2学年の英語活動については、年間10単位時間のショートタイム授業を行う。

【中学校】

別表第2

区分	各教科の授業時数									道徳の時間の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1,015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1,015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1,015

※この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

【共通】

※授業時数確保の観点から、短縮授業など、安易な日課変更は行わないこととする。

※教育課程の編成・実施に当たっては、別表第1及び別表第2に定める授業時数を下回ることがないようにする。

※「別表第1」「別表第2」に定める授業時数を上回って教育課程を編成・実施する場合は、児童生徒の負担過重にならないよう配慮する。